



# 新たな局面を迎えた 書面添付制度と今後の展望

平成21年4月1日付で改正された書面添付制度における国税庁の事務運営指針の運用開始から1年が経った。事務運営指針の改正・運用によって、国税庁側・税理士側にどんな変化が現れたのか。指針改正を担った国税庁・日本税理士会連合会双方の担当者、租税法研究者、税理士が、新たな局面を迎えた書面添付制度の意義や効果、今後の展望について見解を述べ、活発な意見交換を行った。 とき：平成22年6月18日(金)

## 事務運営指針改正・添付書面作成基準制定の背景

### 改正の目玉「調査省略通知」の実施は二年目に突入

——事務運営指針の改正・公表から一年が経ちました。本日は国税庁、日本税理士会連合会（日税連）、租税法の研究者、そして書面添付を実践する税理士の方々と一緒に、我々税理士が社会的使命を果たすために求められる書面添付制度について、幅広く議論を深めてまいりたいと思っています。それでは、まずは自己紹介をお願いします。

**漢** 国税庁課税部課税総括課で課長補佐をしております。漢と申します。現在の課は平成二十年七月からの配属ですので、直接の担当としては二年目です。課税総括課は、複数の課にまたがる、あるいは共通するような課題を調整する担当です。書面添付制度は税目という所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税

など複数の税目に関係するので、まさに複数の課にまたがる、調整が必要な課題の一つといえます。

私が担当となる直前に日税連との協議会で普及策が取りまとめられ、その後、隣におられる石高業務対策部長などと詳細について協議を行い、平成二十一年四月一日付で事務運営指針の改正を行いました。

**石高** 日税連業務対策部長の石高です。日税連の業務対策部は、十五単位税理士会の各業務対策部長が構成員となります。各会の業務対策部には十〜二十名程度の部員がおり、書面添付制度についての相談窓口になるなど重要な役割を果たしています。

書面添付については、我々業務対策部の所掌ということで国税庁との直接の協議や各会員への広報などを担当しています。日税連では、書面添付は電子申告と併せて二大重点テーマとな



出席者(敬称略順不同)

- パネリスト 国税庁課税部課税総括課課長補佐  
日本税理士会連合会業務対策部部长  
専修大学法学部教授・法学博士・弁護士  
TKC全国会巡回監査・書面添付推進委員会委員長
- コーディネーター TKC全国会巡回監査・書面添付推進委員会

漢 昭弘  
石高雅美  
増田英敏  
馬服一生  
加藤武人

っています。

**増田** 専修大学法学部教授の増田です。今年の三月に弁護士登録を行い、法律事務所を開設しました。税理士の皆様と同じ実務家の仲間入りを果たしたわけです。事務所開設と同時に、租税訴訟に発展しかねない案件の相談をいくつか受けています。私の研究のスタートは、納税者の権利保護です。租税法学の視点から、納税者の権利をどう守っていくのかという研究を行ってきました。その結果、納税者の権利を守るのは実務家である税理士であり、そのために必要なのはリーガルマインド(法的思考)であるとの結論を導き出しました(増田英敏「リーガルマインド租税法 第二版」成文堂、平成二十一年)。

さて現在の私の最大の関心事は、租税法実務における紛争予防はいかにして実現できるかということです。紛争を未然に防止するためにどんな理屈や手続き、対策が必要なのか。本日の

テーマである書面添付は、税理士の釈明権行使の具体的な手法として制度化されていて、まさにこの紛争を予防するための有効な手段であると考えています。

**馬服** TKC全国会巡回監査・書面添付推進委員長を務めている、馬服と申します。書面添付制度とのかかわりは、職員時代を含めて昭和五十七年から、もう二十八年になります。

TKC全国会の書面添付推進運動は、今から二十九年前、昭和五十六年六月九日のTKC千葉県計算センター開設式典に端を発しています。磯邊律男先生(元国税庁長官)がおいでになり、記念講演の中で当時の日本における実調率の低さを非常に危惧されていました。同時に、租税正義の実現のために今後の税理士の活躍に期待したい、とおっしゃっていたのです。

飯塚毅TKC全国会初代会長は、税理士法第三十三条の二「計算事項、審査事項等を記載した書面の添付」を活用して、税理



士の使命を具現化することを考えられました。そして税務当局から信頼される申告書の提出を行って社会貢献していくとするTKC全国会の書面添付推進運動が、翌年から展開されることとなったのです。

以降、TKC全国会は今日まで二十八年間にわたり書面添付制度の推進に取り組んでまいりました。平成十三年の税理士法改正による意見聴取制度の拡充、そして昨年の事務運営指針の改正と、新しい風が吹き始めたと感じています。この展開のなかで各界の方々と議論ができるのは、TKC会員としても巡回監査・書面添付推進委員長としても大変うれしく思っています。

## 「形式的な意見聴取」の改善が 税理士側の要望だった

——事務運営指針改正後、私も何度か意見聴取を受けています。意見聴取の現場も様変わりしたと感じていますが、変化の

きっかけとなった事務運営指針の改正、そして日税連による添付書面作成基準（指針）の設定に至った背景や経緯について教えてください。

まずは日税連側の背景について、石高部長お願いします。

石高 三年ほど前、平成十九年当時の状況は電子申告一色で、書面添付の普及については全然進んでいませんでした。我々業務対策部では「このままではいけない」と、大変危惧していたのです。そこで業務対策部として、日税連において普及・促進に向けて取り組むべき事項と、国税庁において普及の阻害要因

となっている事項の検討・改善事項とを区分しました。

そして平成十九年四月四日付で、日税連から国税庁長官にあてて「書面添付制度の普及・定着について（要望）」という要望書を出しました。内容は次の四点です。

- 一 「無予告による実地調査」は原則として廃止されたい。
- 二 意見聴取により実地調査へ移行しなかった場合は文書による調査省略通知を徹底されたい。
- 三 意見聴取と実地調査との境界の明確化を図られたい。
- 四 財務省令第九号様式及び第十号様式を改善されたい。

この結果、平成十九年八月に



石高雅美業務対策部長

書面添付制度の普及・定着に関する国税庁と日税連との実務レベルでの協議会が設置されました。協議会として

は三回、協議会の下に設置したワーキングパーティーで三回、計六回の協議を重ねました。

協議会において、税理士側の意見で一番多かったのは「意見聴取制度が形式的に終わっているケースが非常に多い」というものでした。逆に、国税庁からは「白紙や名前のみ、あるいは乱雑な内容が記載された添付書面が多く見受けられる」との意見が多くありました。

そこで、我々税理士としては記載内容の充実した添付書面の作成を、国税庁としては税務署の末端の職員まで実質的な意見聴取の浸透を目指していこうとして、協議を重ねていきました。

その結果、平成二十年六月十日付で書面添付制度の普及・定着に関する具体的な改善策が書かれた合意書が出されることとなりました。この合意書では、先の四つの要望のうち「一」については時期尚早だとのことでしたが、これ以外の部分については全体的に了承されたのです。

この時点で合意書には、すでに「記載内容が良好な添付書面について、意見聴取後、調査省略を行った場合には、文書による調査省略通知（中略）を行う」と記載されています。では、「記載内容が良好な添付書面」とはいったいどういうものか。ある程度例示しなければならぬのではないか。このような意見のもとさらに協議を行い、「添付書面作成基準（指針）」を作成し、国税庁の改正事務運営指針と同時に、公表となったのです。

## ■ 国税庁でも書面添付制度の普及・定着が課題だった

——では国税庁側の背景はどのようなものでしたか。

漢 国税庁としては、申告件数の増加や経済のグローバル化、高度情報化等、税務行政をめぐる状況はさまざまな変化に直面しており調査・徴収が困難になってきています。他方、税務行政の定員も大幅に増えることは



漢 昭弘課長補佐

望めません。

こうしたなかで適正・公平な課税を実現していくためには、書面添付制度を大いに活用して税理士の皆様を信頼し、ご意見を尊重し、大武健一郎TKC全国会会長が国税庁長官であった当時の言葉をお借りすれば、「お任せできるところはお任せする」ことが必要と考えています。税務当局が添付書面を見て、あるいは意見聴取のステップを踏んだ上で疑問点が解消されれば、適正な申告かどうか、調査の必要性があるのかどうか、ということが容易に判断できるようになります。我々はその分、悪質

局にとつても大変ありがたいこととです。つまり税務行政の効率化のためにも、書面添付制度の普及・定着は必須であるわけです。ですから税務当局としても、平成十三年の意見聴取制度拡充直後から書面添付制度の普及・定着に向け、積極的な取り組みを行ってきました。しかしどちらかといえば質的向上、つまり記載内容の充実に入れた対応をしてきました。これは、量的拡大を目指すとは異なる数字競争になる可能性があり、局間の競争を避けるため、局別の添付割合を公表することさえ止めていたくらいです。しかし、制度

な納税者について注視していくことができる。これは税理士・納税者双方にとつて喜ばしいことであるし、税務当局にとつても拡充から五年経っても普及・定着したと言える状況には至っていないのが実状でした。そうした状況を受けて、この辺でテコ入れが必要ではないかという空気が国税庁の中でもありました。そこに平成十九年、先ほどの石高部長のお話にあったように、日税連から要望書の提出を受けたのです。そして協議会を一つのきっかけとして普及・定着に向けた取り組みを推進していくこととし、協議を重ねて、平成二十年六月十三日付で、普及・定着に向けた具体策を取りまとめました。しかし、先ほど石高部長がおっしゃったように平成二十年六月の時点では「調査省略通知を行う」とされてはいるものの、その時点では通知対象となる添付書面の内容や通知様式、いつから開始するのかという詳細についてはまったく決まっていませんでした。そこで平成二十年七月以降、石高部長をはじめとした日税連業務対策部との協議会やワーキ

ングパーティーで、さらなる協議を重ねました。その結果「意見聴取結果についてのお知らせ」の送付対象とする添付書面の範囲、通知様式などを定めた、いわば実施要領として平成二十一年四月一日付で新たな事務運営指針を発遣し公表しました。

### 「満点」の書面はそう多くない 記載内容の充実をお願いしたい

—— 漢課長補佐、あらためて改正事務運営指針のポイントについて解説をお願いします。

漢 主なポイントとして、一点目は、「第2節 意見聴取の実施」1 事前通知前の意見聴取の実施」において、「添付書面の1面」「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、(中略) 添付書面に該当しない」と明記した点です。改正前の事務運営指針には、このような記載はなかったのですが、添付書面の「1」欄から「5」欄まで

まったく記載がない書面は、従来から税理士法第三十三条の二に規定する添付書面として取り扱ってなく、今回の事務運営指針改正にあたり、あえて留意的に明記したもので、日税連の添付書面作成基準(指針)にも同じことが書かれています。

二点目は、「第2節 意見聴取の実施」3 意見聴取の内容」に「意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識し」という文言を追加した点です。そもそも意見聴取は、申告書を作成した税理士の皆様による意見表明の機会であって、税務当局としては添付書面の記載事項やその他疑問点の解明を目的として行われるものです。したがって、意見聴取で疑問点が解明されれば調査へ移行しないことは当然である。このことを十分に認識した上で積極的に意見聴取を行うべきであることを明確にしました。

三点目、最大のポイントはや

はり新規に追加された「第2節 意見聴取の実施」5 意見聴取結果の税理士等への連絡」の項目です。これを定めるために改正したと言っても過言ではありません。ここでは、「意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し『現時点では調査に移行しない』旨の連絡を、原則として意見聴取結果についてのお知らせにより行う」として、調査に移行しない場合の連絡は、書面による、いわゆる「調査省略通知」を原則としています。

では「調査省略通知」の対象となり得る添付書面として、どのように記載すればいいのかという、通知対象となる添付書面の記載方法や内容については、事務運営指針では特段規定していません。書面による通知は、「こういう書面であれば通知する」ではなく「こういう書面には通知しない」という規定になっています。例えば「特段の意見なし」「特記事項なし」など

に終始しているもの、あるいは増減事項についての具体的な理由がないなど、申告書の作成過程で行った業務の内容が適切に記載されていない添付書面は、制度の趣旨に沿わないので、通知対象としていません。

実は日税連との協議会でも、添付書面の記載内容や方法については何度も議題に上りましたが、結局、事務運営指針では規定しないこととしました。我々としては「できればこう書いてほしい」ということは言えますが、そもそも書面添付は、税務の専門家である税理士の権利のもとに自らの業務内容や所見を記載するものですから、国税庁として「こう書くべきだ」と例示するのは記載内容を制約することにつながりかねず適当ではないと考えました。そこで記載内容の基準については日税連で作っていただき、我々はその基準に沿って作成された書面が添付されることを前提として、書面による意見聴取結果についてのお知らせ



一 はじめに

……この制度の趣旨は、税務の専門家である税理士の権利として、申告書を作成する過程で計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにすることにより、税理士法第1条の理念を実現するものである。また、税務当局もこれを尊重することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図るとともに、このことを通じ、税理士の社会的地位の向上に資することが期待される。……

二 添付書面作成に当たっての留意点

1 書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。

2 税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

3 法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った業務の結果は申告書に反映されるが、添付書面は、その内容を更に詳細に開示するものである。

4 書面の1欄から5欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法第33条の2に規定する書面に該当しない。

を行っていくこととしています。さらに四項目として、「調査省略通知」を送付しない場合には、口頭で「意見聴取結果についてのお知らせを送付しない理由を併せて説明」することとしています。通知対象とならなかった理由をご理解いただいて、その次の意見聴取の機会にはぜひ書面による通知の対象となるような添付書面を書いていただきたいと思えます。

今までは調査に移行しない場合の連絡でしたが、調査に移行する場合も意見聴取結果の連絡として、事前通知とは別のものとして税理士の皆様に連絡しようというものです。「納税者から調査のことを聞いた」ということがないようにするのが目的です。平成二十二年七月には、国税庁のサイトで詳細をご案内できると思えます。

通知の送付状況はいかがですか。漢 全般的なお話として、何か問題があるとは聞いておりません。平成二十一年七月～平成二十一年十二月までの上半期の法人税に関する件数を見ると、意見聴取を行った結果、調査に移行しなかったケースは約千五百件、そのうち書面によって通知したのは約千二百件。約八割が書面による通知を行っていません。かなりスムーズな立ち上がりができたと考えています。

と相関関係にある添付書面作成基準(指針)の内容について、石高部長、説明をお願いします。石高 添付書面作成基準(指針)の作成で一番難しかったのは、業種や関与の仕方によってさまざまなケースが考えられるので、すべてを例示するわけにはいかないということでした。そこでこの基準については、「3 計算し、整理した主な事項」「4 相談に応じた事項」「5 その他」欄で各税目について留意すべき事項や確認・検討して記載すべき事項についての例示を中心に作成しています。個別の事例はその他書籍などの事例集を参考させていただくほうがよいとしました。ですからこの基準において大事にいただきたいのは、「一 はじめに」の制度の趣旨についての記述と、「二 添付書面作成に当たっての留意点」です。

**誤解されやすい  
税理士の責任の範囲を明記**

——では次に、事務運営指針

「一 はじめに」では、書面添付制度は我々税務の専門家である税理士の権利である、とはつ

## 書面添付制度の意義と効果

### 申告の適正性を証明する 税理士の釈明権の行使である

——租税法研究者の観点から、

増田教授は書面添付制度の意義  
についていかがお考えですか。

増田 今、石高部長がおっしゃ  
ったように、書面添付は言うま  
でもなく税理士の権利です。で  
は、どんな権利なのでしょうが。

その定義を考えてみると、税  
理士が適正な職務を遂行したこ  
とを課税庁、そして納税者に対  
して説明できる権利であると私  
は考えています。言い換えれば、

書面添付制度は、申告の適正性  
を証明する税理士の釈明権の行  
使であるといえるでしょう。

国民主権の納税制度である申  
告納税制度は、納税者自らが税  
法を解釈・適用し、適正な申告  
を行っているかぎり保護される  
制度です。ところが一般的に税  
法の規定は難解とされていて、

容易に、そして適正に法解釈を  
行うことが難しい。そこで納税  
者の代理人として、また税務の  
専門家として、この申告納税制

度をサポー  
トしていく  
のが税理士  
であるとい  
うことにな  
ります。

これを書  
面添付との  
関係で考え  
てみましょ  
う。すると

書面添付制  
度は税理士  
が納税者の  
代理人とし  
て、また税  
務の専門家  
として自ら  
行った業務、  
あるいは指

### 書面添付制度の紛争予防税法上の意義

『書面添付は申告の適正性を証明する **税理士の釈明権の行使**』

- ① 書面添付は申告の争点整理作業
- ② 争点整理と、その申告の合理性を法的に説明する税理士の説明責任の履行
- ③ 釈明権の行使と説明責任の履行は表裏であり、書面添付には紛争予防の中核的意義がある

きりと述べています。書面添付  
制度は、例えば調査に移行しな  
いとか、調査省略通知を受け取  
るため等、税務調査に対応する  
ものとして取られるケースが非  
常に多いので、まず権利である  
ことを明示しています。

「二 添付書面作成に当たって  
の留意点」では、書面添付は信  
頼を基本として行うものであり、  
申告書の内容を全面的に保証す  
るものではないことを明確にし  
ています。また「関与の程度と  
確認事項を開示する」ことは税  
理士が見て確認したものについ  
ての情報開示であり、見ていな  
い、あるいは知らないものまで  
一〇〇%正しいとは言えない、  
ということを述べています。

これらの姿勢は我々税理士の  
責任の限定化にもつながります。  
最近では損害賠償事例が非常にた  
くさん出ていますから、租税訴  
訟回避の意味においても納税者  
と書面添付の確認をして、税理  
士の責任の範囲を明確化される  
とよいと思います。

税理士法第四十六条には、  
「税理士が、第三十三条の二  
第一項若しくは第二項の規定に  
より添付する書面に虚偽の記載  
をしたとき」とあります。ただ  
これは、基本通達四十六の一で  
は、「当該書面に記載された内  
容の全部又は一部が事実と異な  
っており、かつ、当該書面を作  
成した税理士がそのことをあら  
かじめ知っていたと認められる  
場合」とされています。つまり  
知らないことや見ていない部分  
にまでは税理士の責任が及ばな  
いということです。しかし、こ  
こは非常に誤解されやすい部分  
ですので明記することとしまし  
た。

ただこの指針内には記載があ  
りませんが、意見聴取の対象と  
なるのは税理士法第三十条に規  
定された「税務代理権限証書」  
(第八号様式)が添付されてい  
る申告書に限られます。添付忘  
れもあるようですから、こちら  
もあわせて留意していただきた  
いと思います。



増田英敏教授

導した事項が法的に正しいという  
ことを、課税庁に対して釈明  
する、釈明権の行使制度と位置  
付けることができます。一方、  
納税者に対しては説明責任の履  
行手段であるといえます。

さらに一歩踏み込んで考える  
と、書面添付制度には紛争予防  
の中核的意義があると考えてい  
ます。税務調査を行ってよいと  
する法的根拠は、所得税法第二  
百三十四条、法人税法第百五十  
四条の「国税庁、国税局又は税  
務署の当該職員は、所得税に関  
する調査について必要があると  
きは、次に掲げる者に質問し、  
又はその者の事業に関する帳簿

書類(中略)  
その他の物  
件を検査す  
ることがで  
きる」とい  
う規定にあ  
ります。

この「必  
要がある  
と」とは、

顕著な数値の増減事項や会計処  
理の変更等があった場合を指し  
ますが、添付書面に増減事項や  
会計処理変更の理由が法的にき  
つちり説明されていれば「必要  
があるとき」に該当しません。

調査の要件を充足しません。  
つまり書面添付には、添付書  
面記載の前提として、何が争点  
になるのかを税理士自身が整理  
する必要がある。ですから、書  
面添付はいわば申告の適正性に  
関する争点整理作業という機能  
も持っているといえます。もち  
ろんここでは、いかなる事実を、  
いかなる法に合理的に当てはめ  
るかという法的三段論法、つま

りリーガルマインドの駆使が欠  
かせません。その意味では、添  
付書面に記載する内容は税理士  
の力量を図る物差しでもある。  
ですから先ほどの議論の中でも  
あったように、添付書面の記載  
内容や手法については、過度に  
形式的に決めるべきではないと  
思うのですね。

しかし、ここで忘れてならな  
いのは会計帳簿の証拠能力です。  
そもそも適正・適法に作成され  
た会計帳簿の存在なしには、書  
面添付制度は成り立ちません。

また税理士は納税者を守るため  
にも、また課税庁との紛争を予  
防するためにも、会計帳簿の証  
拠能力を強固にすることが求め  
られています。

その有効な手法は現場で帳簿  
上の疑問点や問題点を突き止め  
ていく「Field Audit」(実地調  
査)であるといえるでしょう。

TKC全国会初代会長の飯塚毅  
先生は、この言葉を「巡回監査」  
と訳されました。定期的に現場  
に向いて証憑書類や帳簿等を

点検していく巡回監査が完璧に  
実施されていることによって、  
帳簿の適時性と正確性が担保さ  
れ、証拠能力が高まると私は理  
解しています。ですから、巡回  
監査なき会計帳簿は証拠能力が  
低いと言わざるを得ない。

つまり、巡回監査による会計  
帳簿の証拠能力の裏付けと、リ  
ーガルマインドに裏打ちされた  
書面添付によって釈明権の行使  
が有効に作用し、紛争予防が実  
現できると考えています。

### 業務命令書・復命書の 『巡回監査報告書』活用が必須

——増田教授から「書面添付  
は釈明権の行使」とのご意見を  
いただきました。馬服委員長、実  
務家としていかがお考えですか。

**馬服** 書面添付制度は税務当  
局と税理士、そして納税者の間  
の信頼関係によって成り立って  
いる制度だといえるでしょう。

では、この信頼関係を確保す  
るための担保は何なのか。TKC



会員の場合は、①充実した研修制度によって所長と職員の税務・会計・TKCシステム等に関する知識について一定の量と質を確保していること、②遡及追加訂正・削除やデータ改ざんができないTKC財務システムを使用していること、③職員による月次巡回監査の完全な履行——にあるかと思えます。

月次巡回監査は本来、税理士が行うべき業務ではありますが、TKC会員事務所の場合、多くは職員が行っています。その場合、税理士法第四十一条の二「使用者等に対する監督義務」を遵守しなければなりません。そこで所長から職員に対する具体的な業務命令書であり職員から所長に対する復命書である『巡回監査報告書』を活用して、実施すべき監査の範囲やその内容、程度を明確に指示するとともに、指示に従い実施したかどうかの報告を義務付けています。この『巡回監査報告書』を徹底的に活用した月次巡回監査を実施す



馬服一生委員長

ることによって「使用者等に対する監督義務」を果たしつつ、書面添付を推進してきました。我々税理士には釈明権がありますが、すべての関与先について私自身が巡回監査による事実確認を行っているわけではありません。けれども、職員が関与先企業の社長や会計担当者などのように指導し、何を根拠として是正させたかを毎月、社長と所長への報告書として記録を残すことにより、関与の度合いや職務遂行内容、責任の範囲が明確になり、添付書面の作成は容易かつ充実したものになります。これはとりもなおさず、釈明権

の行使を担保する手段だと考えられます。——職員が現場の担い手として活躍している事務所も多いと思います。石高部長、いかがでしょうか。石高 書面添付は、実は事務所の業務水準の向上という効果が一番大きいと思います。特に職員が添付書面の下書きをする時、どんな視点で、どんな態度で仕事に臨んでいるかがよく分かる。職員自身にとっても勉強の機会になりますし、職員の業務のこなし方が所長によく見えるようにもなる。結果的に、事務所全体の水準向上にもつながると考えます。

増田 これからの税理士実務はスピード化を図って業務をこなし、収益性を考えて事務所を経営していくのだと思いますが、

同時に質の確保が課題となるでしょう。その意味でも石高部長がおっしゃったように、添付書面を職員が書くのは非常に有効だと思いますね。何を書けばよいか、一度自分の頭の中で考えるチャンスになるからです。先ほど書面添付は争点整理の機能があるというお話をしましたが、何が法的に問題となるのかを点検する機会を持つことによって、問題意識が生まれ、職員自身のリーガルマインドの醸成へとつながります。ひいては紛争予防の可能性もより高まる。紛争を予防できれば、課税庁からも納税者からも信頼を勝ち取ることができそうですから、非常に重要なことだと思います。

## 税理士と課税庁が一致点を 見出せたのは画期的なこと

——では最後に、今後の取り組みにおける課題や期待などについてお聞かせください。

馬服 やはり記載内容の充実

が課題です。昨年六月、藤田博一  
国税庁課税部課税総括課長（当  
時）と面談した折にも、「記載  
内容の充実していない十万件の  
添付書面よりも、記載内容が充  
実した五万件の添付書面を提出  
していただきたい」と言われま  
した。ですから質の確保が可能  
となる業務フローや仕組みをき  
つちりと構築し、日税連による  
添付書面作成基準（指針）を参  
考にしながら作成していくこと  
が重要になると思います。

また、納税者の書面添付制度  
への理解を高めるような周知活  
動も重要であると考えています。  
書面添付制度の存在については、  
意外と納税者の方がご存知ない  
のです。私は関与先とお話しす  
る機会がたくさんありますが、  
そのときに言われるのは、「ま  
じめに帳簿をつけ、少しでも利  
益を出すため頑張っている。そ  
の結果として税金を納めるのは  
いい。しかしこのまじめに納税、  
申告している姿勢が税務当局か  
らは見えていないのではない

か」。納税者からすると、こん  
な思いがあるようです。

適正申告を行っている納税者  
にとつて書面添付制度が有用で  
あることやその意義を周知して  
いくことが、制度普及に向けて  
の課題であろうと感じています。

**増田** 現在、税務調査の手續  
規定は残念ながら存在しません。  
我々研究者は納税者の権利保護  
の観点から、税務調査手續規定  
を整備すべきだと考えています。

しかし昨年の事務運営指針の  
改正は、実質的に税務調査手續  
規定の整理と納税者の権利保護  
へ連動していくものであると思  
います。税理士と課税庁とが議

論してあるべき方向性を探って  
いく姿を見せたのは非常に大

きな意義のあることだと感じま  
す。税理士と課税庁がいつも対  
立しているわけではないことが  
よく分かり、大変うれしく思  
います。皆様が今後、より一層書  
面添付制度を推進されることに  
大きな期待をしています。

**漢** 今後の課題は、やはり記  
載内容の充実に尽きるかと思  
います。件数は自然についてく  
ると考えていますので、皆様には  
強くお願いしたいと思います。

もう一つ、食わず嫌いの税理  
士の方にも一歩踏み出していた  
だけるように積極的な働きかけ

をお願  
しいし  
たい。一人  
でも多くの  
方に記載内  
容の充実し  
た書面を添  
付していた  
だき、書面  
添付が特別  
なものにな

く、普通のことだという時代が  
来ることを期待しています。加  
えて、書面添付に積極的に取り  
組まれている皆様の評価が高ま  
っていくことを願っています。

**石高** 現場ではまだまだ問題  
が多いと思います。日税連の業  
務対策部では、各単位税理士会  
において書面添付に関する相談  
窓口を設けていますので、現場  
で何かありましたらぜひ相談窓  
口へ行っていただきたい。発展  
途上の制度を国税庁とのチーム  
ワークで改善して一人前に育て  
ていきたいと考えています。皆  
様には、積極的な取り組みを引  
き続きお願いしたいと思います。

——今年のTKC全国会重点  
活動テーマには「社会的使命を  
果たす書面添付の拡大」が掲げ  
られています。我々TKC会計  
人はその運動体として制度推進  
を行い、情報発信をしていく必  
要があります。ぜひとも書面添  
付に積極的に取り組み、税理士  
の使命を果たしていきましょう。

（構成／TKC出版 篠原いづみ）



コーディネーター／加藤武人会員